

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集Ⅰ

### 暑さ本番！ 熱中症予防へ厳戒態勢を

暑熱時は連続作業を短縮——中災防シンポ  
「バスターズ」が飲料配布——竹中工務店大阪本店  
水分摂取の心得教える——日造協

## 特集Ⅱ

「がん」を持って働ける  
治療しながら勤務する仕組みづくり  
佐々木美奈子・錦戸典子

## スポット

「自主保全士」の養成が急務に  
日本プラントメンテナンス協会

No.2236  
2015  
6/15

WEB版はカラーでご覧になれます!!  
WEB登録(無料)のお問い合わせは  
☎ 0120-972-825  
メルマガも配信中です!

## 社労士が教える

## 認定の境界線

<執筆> 一般社団法人SRRアップ21 東京会  
熊谷社会保険労務士事務所 所長 熊谷 祐子

### 昼食後に点呼で移動中、車体

#### ■災害のあらまし■

鉄道車両の保守工を行う現場(保守車両基地内)において、保線保守車両(検測車)の整備作業に従事しているときに発生した事故である。

鉄道関連会社B社に入社したばかりの新入社員Aは、他の社員とともに上司の指導を受けながら作業に当たっていた。ちなみにAは、現場に出るのは入社して2日目だった。当日の服装は、安全靴に作業服、それに安全チョッキと呼ばれる蛍光色の手には軍手、そして頭にはヘル

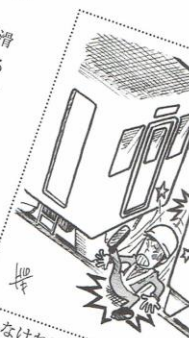
弾みで足も滑らせてしまい、その場に転倒してしまった。  
車両の保守整備には、汚れ落としや潤滑油、錆を防ぐために「グリス」と呼ばれる半固形タイプの油や工業用油をよく使用する。そのため、安全靴の裏に油がついて転倒の原因になることがあり、Aの安全靴にも付着していたものと思われる。  
Aは、少しの間ではあるが脳震盪を起こすように病院に搬送され、精密検査の結果、幸いにも大事には至らず軽度の首の捻挫と打撲により全治2週間と診断された。

#### ■判断■

昼食後の休憩時間中の行動に関しては、労働者の私的行為といえるが、上司の命令に従って行動したと捉えることができるとして、業務起因性が認められ、業務上災害として認定された。

#### ■解説■

通常、休憩時間中の労働者の行動については、「事業主の支配下でない」と解されている。しかし、昼食をとった場所は、整備作業を行っていた現場の周辺であり、少なくとも「事業主の支配下にあり、少管理下にあるが、業務には従事して、場合」に該当する(業務上災害)と認められ、業務上災害として認定された。



行わなければならないが、災害発生すると、これが適正に行われていないが残る。

ヘルメットを着用したときに、何もないときに比べて周囲にぶつかると、経験をすることがある人は多い。頭部を保護する安全のためには、かやたらとぶつかる。自分の身長プラスαの高さと、プラスαの幅になれないから。このことを念頭に行動する必要がある。業務上災害とあって、労働者として認定された。